

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月4日（平成29年（行情）諮問第389号）

答申日：平成30年7月19日（平成30年度（行情）答申第185号）

事件名：「外部通勤先が分かるもの（平成28年度 特定刑事施設）」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1を行政文書に該当しないとして不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、文書1は行政文書に該当し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であり、また、文書2を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月4日付け福管総発第234号をもって福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

SDS（Safety Data Sheet（安全データシート）の略。以下同じ。）は本来情報提供で無料でいただけるものだと思いますが、以下には当たると思いますので開示を求めます。（略）

外部でのお仕事は本当はないのか、矯正管区という言葉に大変疑問を感じます。（略）

圧政により、原発労働や有害化学物質の多い労働などに従事させられていないか、また軍の仕事などに従事させられていないか疑っています。

行政文書ではない機密文書とかの形であれば文書があるかないかも明らかにできないと思います。文書不存在ではないと思いますので開示を求めます。（略）

（2）意見書

（略）刑務作業と外部通勤と服役はどんなに違うのですか。

懲役はどうしたら1ヶ月未満に減軽できるのですか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した

ア 刑務作業のSDS（ただし、平成28年度 特定刑事施設）（特定刑事施設保有）（文書1）

イ 外部通勤先がわかるもの（ただし、平成28年度 特定刑事施設）（特定刑事施設保有）（文書2）

について、処分庁が、行政文書不存在として、平成29年7月4日付け行政文書不開示決定通知書をもって、不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものである。

処分庁は、行政文書不存在の理由を、文書1については行政文書非該当のため文書不存在とし、また、文書2については外部通勤作業を実施しておらず、文書を作成していないため文書不存在としている。これに対し、審査請求人は、文書1は行政文書に該当すると主張し、また、文書2については、外部通勤作業が実施されていないことには疑義があると主張し、いずれについても原処分の取消しを求めていることから、以下、文書1及び文書2に係る原処分の妥当性について検討する。

(2) 文書1について

ア 文書1の性質について

文書1は、特定刑事施設において、刑務作業に使用する有機溶剤等を購入した際、納入業者が、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき作成し、特定刑事施設担当者に提供する「安全データシート」であり、納入した有害化学物質等又はそれを含有する製品の性情や取扱いに関する注意事項等の情報が記載されているものであるところ、特定刑事施設においては、作業部門に所属する作業専門官が事業者から受領し、自身の事務机に格納したファイルに編てつする取扱いとしている。

イ 原処分における処分庁の判断

処分庁は、文書1はあくまでも作業部門の作業専門官が個人的な執務参考メモとして保有しているにすぎないものであり、行政文書には該当しないとの判断により、原処分を行ったものである。

ウ 行政文書の定義について

法2条2項において、行政文書とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であって、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして」、「当該行政機関が保有しているもの」と定義されている。

エ 文書1の行政文書該当性

文書1は、特定刑事施設における刑務作業を安全かつ適正に実施するために特定刑事施設が受領し、関係各職員で当該有機溶剤等の危険性等について共通認識を持つために組織的に共有している文書であり、本件審査請求時点においても、保有しているものである。

そうすると、文書1は、上記ウの行政文書の定義のいずれにも該当するものと認められ、行政文書に当たることは明らかである。

オ 以上のとおり、文書1について、行政文書非該当を理由とした行政文書不存在により不開示とした原処分は、妥当とは言い難く、取り消した上で、改めて行政文書としての特定を行うべきである。

(3) 文書2について

文書2は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）96条の規定に基づく外部通勤作業を実施する際の通勤先を記載した行政文書を指すものと思料されるところ、特定刑事施設においては、平成28年度に外部通勤作業を実施した実績がなく、また、実施まで至らずとも、具体的に通勤先を特定するに至った実績もなく、結果として、通勤先を記載した行政文書は作成されていない。

なお、念のため、処分庁をして再度、特定刑事施設における平成28年度の外部通勤作業実施状況及び該当行政文書の有無について確認させたが、上記のとおり、実施等の実績はなく、また、該当行政文書の有無について、事務室及び文書庫並びにパソコン上のデータを検索したが、該当する行政文書の存在は認められなかった。

したがって、文書2に該当する文書は作成されておらず、行政文書不存在であるとして不開示とした原処分は、妥当である。

(4) 以上のとおり、原処分のうち、文書1については、不開示理由が妥当性を欠くものであるから、当該部分を取り消した上で、改めて開示に向けた文書特定を行うべきであるが、文書2については、該当する文書を作成しておらず、行政文書不存在であるとして不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

諮問庁としては、当初の理由説明書において、「刑務作業のSDS（ただし、平成28年度 特定刑事施設）」（文書1）については行政文書に当たるため、文書1が行政文書非該当であることを不開示理由とした平成29年7月4日付け福管総発第234号行政文書不開示決定通知書による不開示決定（原処分）を取り消した上、処分庁において改めて文書特定を行うべきである旨説明してきたところ、文書1を開示する上で、なお不開示とすべき部分について、以下説明する。

本件対象文書には、特定企業で勤務する個人の氏名が記録されているところ、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当するものと認められる。

また、当該氏名の法5条1号ただし書該当性を検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該氏名は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法6条2項に基づく部分開示をすることもできない。

以上のことから、当該氏名が記録されている部分については不開示とするのが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年10月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年2月2日 | 審議 |
| ④ | 同年6月18日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同月29日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑥ | 同年7月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び文書2である。

処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分のうちの文書1に係る部分については、当該文書が、法2条2項に規定する行政文書の定義のいずれにも該当し、行政文書であることは明らかであることから、当該部分を取り消した上で、文書1の特定企業で勤務する個人の氏名が記載された部分（以下「本件不開示維持部分」という。）につき、法5条1号に該当するため不開示とすべきであり、その余の不開示部分については開示することが相当であるとしているが、原処分のうちの文書2に係る部分については、当該文書は作成されておらず、該当する行政文書は存在しないことから、不開示としたことは妥当であるとしている。

2 文書1の行政文書該当性について

諮問庁から文書1の提示を受け、当審査会においてこれを見分したとこ

る、文書1は、その記載内容に照らし、法2条2項に規定する行政機関（特定刑事施設）の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものに該当することは明らかであるので、これと同旨の諮問庁の判断は、妥当である。

そこで、以下、上記のとおり諮問庁から提示を受けた文書1の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について（文書1の関係）

(1) 本件不開示維持部分には、特定企業で勤務する個人の氏名が記載されていると認められるところ、当該氏名は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(2) そして、当該氏名の法5条1号ただし書該当性を検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該氏名は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

(3) したがって、本件不開示維持部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 文書2の保有の有無について

(1) 刑事収容施設法96条は、刑事施設の長は、仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者について、「（刑事収容施設法）88条2項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせることができる」旨規定しているところ、これは、条件を満たした被収容者に対して、必要と認められた場合に、刑事施設の外の事業所に通勤させることができることを定めたものである。

(2) この点に関し、諮問庁は、特定刑事施設においては、平成28年度に外部通勤作業を実施した実績がなく、また、実施まで至らずとも具体的に通勤先を特定するに至ったという実績もない旨説明（上記第3の1(3)）するところ、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、特定刑事施設において上記(1)の条件を満たす被収容者が存在しなければ、文書2に該当する文書は作成する必要がないと考えられることに照らせば、特定刑事施設において、文書2に該当する行

政文書は作成されていない旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(3) また、諮問庁が処分庁に行わせた上記第3の1(3)のとおり
の文書探索の範囲や方法に特段の問題はない。

(4) したがって、特定刑事施設において、文書2を保有しているとは認められない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1を法2条2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、文書1は同項に規定する行政文書に該当し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、文書1は行政文書に該当すると認められるので、その旨の判断は妥当であり、諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であり、また、文書2を保有していないとして不開示としたことは、特定刑事施設において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書1 刑務作業のSDS（ただし、平成28年度 特定刑事施設）
- 文書2 外部通勤先がわかるもの（ただし、平成28年度 特定刑事施設）